書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成１７年（フ）第３６号
秋田県大仙市大曲金谷町３番１号
破産者　合資会社斉藤産業
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年12月４日　秋田地方裁判所大曲支部

平成１７年（フ）第８７号
秋田県大仙市大曲金谷町３番１号
破産者　齊藤荘一郎
異議申述期間　平成22年１月22日まで
平成21年12月４日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第１１０２号
熊本県下益城郡城南町大字下宮地1118番地２、住民票上の住所熊本県下益城郡城南町大字隈庄332番地７
破産者　下園　隆治
異議申述期間　平成22年１月25日まで
平成21年12月３日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１８１５４号
東京都世田谷区粕谷３丁目16―１
破産者　大場　敏正
免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
平成21年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２１年（フ）第２２７９号
福岡県大野城市若草１丁目12番６号
破産者　篠﨑ひろみ
１　決定年月日　平成21年12月２日
２　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第２１２４号
東京都渋谷区富ケ谷１丁目14番９号
清算株式会社　株式会社ナチュラルステーション
代表清算人　山下　幸男
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２１２６号
東京都千代田区鍛冶町１丁目７番６号
清算株式会社　Ｐ．Ｓ．Ｆ株式会社
代表清算人　境　　康雄
１　決定年月日　平成21年12月３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第３０３４号
大阪市北区大淀北１丁目４番26号
清算株式会社　株式会社大淀製作所
代表清算人　安岡　浩司
１　決定年月日　平成21年11月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（ヒ）第３０３５号
大阪市東成区深江南１丁目16番19号
清算株式会社　株式会社ドギーマン国際ペット総合学院
代表清算人　榎本　義正
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３０１２号
大阪市中央区北浜３丁目６番13号日土地淀屋橋ビル６階弁護士法人淀屋橋・山上合同内
清算株式会社　株式会社ディンクス
１　決定年月日　平成21年12月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生債権等の特別調査期間

平成２１年（ミ）第１３号
福島県会津若松市高久工業団地２番
更生会社　Ｓｐａｎｓｉｏｎ　Ｊａｐａｎ株式会社
主文　更生債権等の特別調査期間を平成21年12月24日から平成21年12月28日までとする。
平成21年12月４日
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案提出期間の伸長

平成２１年（ミ）第１７号
東京都港区南青山４丁目１番６号
更生会社　トミヤアパレル株式会社
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成22年４月28日と、更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成22年３月31日と、それぞれ変更する。
平成21年12月３日
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２１年（再）第６０号
茨城県笠間市金井63番地の１
再生債務者　株式会社キハラ企画
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第１２４号
岩手県和賀郡西和賀町野々宿62地割203番地20
再生債務者　錦秋開発株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年12月１日
東京地方裁判所民事第20部

保全管理命令

平成２１年（再）第４号
静岡県田方郡函南町間宮509番地
再生債務者　株式会社熱函
１　主文　再生債務者について保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　静岡県沼津市市場町８番15号
平岩法律事務所　弁護士　平岩　哲行
平成21年12月２日　静岡地方裁判所沼津支部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２７７号
新潟県新潟市北区白勢町１番地10
再生債務者　株式会社アライブ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都千代田区麹町３丁目12番７号　麹町エイチティーズビル５階　佐藤三郎法律事務所　弁護士　佐藤　三郎
平成21年12月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２７８号
宮崎県児湯郡新富町大字新田17605番地
再生債務者　日向観光開発株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都中央区八重洲２―８―７福岡ビル９階　阿部・井窪・片山法律事務所　弁護士　北原　潤一
平成21年12月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2330番地
再生債務者　株式会社入船荘
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　佐賀市中央本町１番10号　ニュー寺元ビル５階　弁護士法人団野総合法律事務所　弁護士　団野　克己
平成21年11月30日　佐賀地方裁判所武雄支部

再生手続開始

平成２１年（再）第２６５号
東京都府中市府中町１丁目10番地の３
再生債務者　株式会社創美
１　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年１月４日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成22年２月３日から平成22年２月10日まで
５　再生債務者が発行した民事再生法第169条の２第１項に規定する社債等について同項に規定する社債管理者等がある場合、当該社債等についての再生債権者の議決権は、同項各号のいずれかに該当する場合（同条第３項の場合を除く。）でなければ行使することができない。
東京地方裁判所民事第20部